

マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認」導入のお知らせ

令和5年3月



マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認等システム」の運用を開始予定しています。

■「オンライン資格確認システム」とは

医療機関の窓口にて、患者さんのマイナンバーカードや健康保険証を利用して、専用回線で医療保険の資格情報が確認できる仕組みです。

■「オンライン資格確認」について

● マイナンバーカードが健康保険証として利用可能になります。

顔認証付きカードリーダー等から、「健康保険証利用の申込」を行なうと、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。



● 医療保険の資格確認が正確になります。

マイナンバーカードや健康保険証を利用して、オンラインで確認することにより、医療保険の資格情報を確認することができます。

● 限度額適用認定証の申し込みと提示が不要となります。

マイナンバーカードによる本人確認の際に、患者さんが限度額情報の提供に同意することにより、限度額適用認定証の申請と提示が不要になり、限度額以上の窓口負担額を支払う必要がなくなります。

● 薬剤情報や特定健診の情報を共有できます。

マイナンバーカードによる本人確認の際に、患者さんが服薬や特定健診の情報提供に同意することにより、質の高い診療を実施するための情報を取得・活用して診療を行なうことができます。

■「公費負担受給者証」について

公費負担医療制度（福祉医療、難病医療等）の医療証のご提示は引き続き必要となりますので、従来通り窓口でのご提示をお願いいたします。（毎月、初めの受診日に1回）

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

「マイナンバーカードの保険証利用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



■ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

健康保険法の診療報酬算定に基づき、令和5年4月から12月まで加算します。

- ① 従来の保険証、マイナンバー保険証(診療情報取得の同意なし) … 6点 (初診時)
- ② 他院からの紹介状あり、マイナンバー保険証(診療情報取得の同意あり) … 2点 (初診時)
- ③ 従来の保険証、マイナンバー保険証(診療情報取得の同意なし) … 2点 (再診時に月1回)

ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。